

収入とは？

1. 給与収入（通勤交通費等の非課税収入および賞与を含む）
2. 各種年金収入（厚生年金・国民年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・石炭鉱業年金・議員年金・労働者災害補償年金・企業年金・各種の恩給・自社年金・非課税扱いの遺族年金・障害年金・私的年金等）
3. 事業収入（農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく所得、また保険の外交等自由業に基づく所得）
4. 不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）
5. 利子収入（預貯金・有価証券利子等）
6. 投資収入（株式配当金等）
7. 雑収入（原稿料・印税・講演料等）
8. 健康保険の傷病手当金
9. 雇用保険の失業等給付
10. 被保険者以外の者からの仕送り（生計費・養育費等）
11. その他継続性のある収入（譲渡収入等）

※継続性のない収入（宝くじの当選金、不動産売却により得た収入等）は被扶養者認定に際する収入とはみなしません。

年収の算出方法は？

1. 給与収入： $\{ \text{直近 3 ヶ月の総支給額の合計} \div 3 \} \times 12 \text{ ヶ月} \} + (\text{賞与} \times \text{支給されている回数})$

※給与、賞与とも、税金等控除前の総収入額（通勤交通費も含む）

2. 各種年金収入：介護保険料および税金控除前の支給金額
3. 事業収入・雑収入：総収入－必要経費
4. 不動産収入：総収入－必要経費
5. 利子・投資収入：非課税貯蓄分を含む総収入額
6. 健康保険の傷病手当金：給付日額×365日
7. 雇用保険の失業等給付：給付日額×365日
8. 被保険者以外の者からの仕送り：仕送り総額
9. その他継続性のある収入：税金控除前の総収入額

※健保組合が認める経費は、税法上とは異なりますので注意してください。

※仕送りの確認

家族が別居している場合は、認定条件として被保険者が継続的な仕送りで家族の生活費を主として負担していることが必要になります。仕送り方法は金融機関からの振込みとし、該当家族の口座へ毎月定期的に家族の収入以上の金額（下限：扶養対象者1人につき6万円。ただし2人以上は総合的に判断いたします）を仕送りしていることが必要です。基準額以上の仕送りがあっても、健保組合で扶養の事実が確認できないときは認定不可となる場合があります。